

地方自治法の基礎

長と議会

(テキスト無料ダウンロード)

団体職員をつぶやき
(気ままな)



1 普通地方公共団体の長について

都道府県に**知事**・市町村に**市町村長**を置く (地方自治法139条)

普通地方公共団体の長の**任期**は、**四年**とする (地方自治法140条)

普通地方公共団体の長は、**衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない** (地方自治法141条)

普通地方公共団体の長は、**地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない** (地方自治法141条)

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し**請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の役員等になることができない** (地方自治法142条)

1-1 長の権限について

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する（統括権・代表権）（地方自治法147条）

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する（地方自治法148条）

普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。（規則制定権）（地方自治法15条）

2 普通地方公共団体の議会について

内容	条文(詳細)
設置	普通地方公共団体に議会を置く(89条) 町村は、条例で、第八十九条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる(94条)
議員の定数	議員の定数は、条例で定める(90. 91条)
議員の任期	普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする(93条)
兼業・兼職の禁止	①長・国会議員・他の地方議会議員・常勤の役職員等との兼業禁止(92条など) ②請負企業の役員等の兼業の禁止(92条の2)
議長・副議長	普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない(103条)
議会の内部機関	普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる(109条)

2-1 議会の権限について

内容	条文(詳細)
議決事項	条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定など15項目 + 条例で定めた事項について議決する(96条)
議会の監視的権限	検閲・検査権、監査請求権(98条) 調査権(100条) ⇒ 100条委員会(特に必要があると認めるとき) 副知事及び副市町村長の選任に関する同意権(162条)などがある
議会の解散権	議会は自らの議決に基づき自主的に解散することができる (地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第1項)
予算の修正	議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、 普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。 (97条2項)

3 再議(長の拒否権)について

普通地方公共団体の議会の議決について**異議**があるときは、当該普通地方公共団体の**長**は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日から**十日以内**に**理由**を示してこれを**再議**に付することができる。【**一般的拒否権**】 (地方自治法176条1項)

⇒ 再議の結果、再議に付された議決と同様の議決がなされると確定する

普通地方公共団体の議会の議決又は選挙が**その権限を超え**又は法令若しくは**会議規則に違反すると認めるとき**は、当該普通地方公共団体の**長**は、**理由**を示してこれを**再議**に付し又は再選挙を行わせなければならない。【**特別的拒否権**】 (地方自治法176条4項)

4 専決処分について

専決処分とは、議会の権限に属する事件を長が代わって処分することを認める制度をいい、議会が議決したのと同じ効果が生じる

【法律の規定による専決処分】

- ①議会が成立しないとき
- ②会議が開けないとき
- ③特に緊急を要する為議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであるとみとめられるとき
- ④議会が議決または決定をしないとき (地方自治法179条)
⇒ 専決処分後に、議会に報告し、承認を求める

【議会の委任による専決処分】

議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定を受けたもの
⇒ 専決処分後に、議会に報告が必要 (地方自治法180条)

4-1 専決処分後の手続について

【議会への報告】

法律の規定による専決処分した場合には普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない
(地方自治法179条)

議会の委任による専決処分した場合は普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない
(地方自治法180条)

【条例・予算に関する専決処分の場合】 ⇒ 議会の承認がなくても専決処分は有効

前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない(地方自治法179条)

おさらい 地方公共団体の長と議会

- ① 普通地方公共団体の長
- ② 普通地方公共団体の議会
- ③ 再議(長の拒否権)
- ④ 専決処分



YouTube



団体職員をつぶやき
お願いいたします。